

今市治安裁判所掛合出張所史料について

居石正和

はじめに

明治二二（一八八八）年九月一五日勅令第六四号により、治安裁判所出張所が各地に設置されることになった。明治二二（一八八九）年五月二〇日には勅令第六七号「治安裁判所出張所裁判仮規程」が公布され、治安裁判所出張所で取り扱う事件及び取扱手続の概要が定められた。その後、同年一〇月一日司法省告示第一〇号により、治安裁判所出張所の裁判開廷場所・管轄区域及び開廷期日が定められ、これ以後、各地で出張所が順次開設される。こうして、松江始審裁判所管内今市治安裁判所に掛合出張所が設置された。^①

松江地方裁判所雲南簡易裁判所には、出張所関係の史料を編綴した簿冊（縦綴じ）が三冊残されている。いずれも、裁判所に保管されていた各種書類や資料類を整理した際、今市治安裁判所掛合出張所関係史料として裁判所が編綴し、保管していたものと思われる。このうち、『明治二十三年二月出張裁判二関スル令訓集』は、すでに別稿で紹介している。^②本稿では、残りの二冊、『自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判二係ル規則絡』及び『明治二十三年二月今市治安裁判所出張所訴訟勸解例取扱手続 附録』を紹介する。

最初に紹介するのは、『自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判二係ル規則絡』である。このなかで最初に綴られているのは、明治二二（一八八九）年勅令第六七号「治安裁判所出張所裁判仮規程」である。この勅令は、治安裁判所

出張所の基本法令である。これが、今市治安裁判所掛合出張所罫紙に墨書されている。第一条で、「治安裁判所出張所ニ於テ取扱フ民事事件ハ左ノ如シ」とあり、第一に、「金錢其他換用物若クハ有償証券ノ一定シタル負額又ハ特定ノ物品ニ対スル請求」、第二に「建物ノ全部若クハ一部ノ明渡又ハ修繕ノ請求」、そして第三に「勸解」が記されていた。こうして、各地の出張所で扱う民事事件の範囲が定められた。⁽³⁾

次に合綴されているのが、「今市治安裁判所出張所訴訟及勸解取扱手続」(以下、「取扱手続」と略称)である。これは、今市治安裁判所罫紙四枚に墨書されている。今紹介する史料で最も興味深いのが、この「取扱手続」である。これは、第一条から第一四条までであり、さらに附則が加えられている。「取扱手続」の前に置かれている鑑によれば、明治二二(一八八九)年一〇月二五日付で、今市治安裁判所判事大石如雲が掛合出張所書記堀尾守真に宛て「取扱手続」を送付していることがわかる。また、「今般出張裁判開設告示相成候ニ付テハ別冊取扱手続編製送致候条」とあるので、この「取扱手続」は、明治二二(一八八九)年一〇月一日司法省告示第一〇号をうけて作成されたことが推定できる。第一条で「出張裁判開期告示ニヨリ勸解名刺及訴状ヲ差出シタル件又ハ口頭ヲ以テ訴訟提起ノ申立アリタル件ハ書記予メ第二条以下ノ手続ヲ為スヘシ」とある。⁽⁴⁾出張所に勸解が申し立てられたり訴訟が提起されたとき、それらに対する書記官の取り扱いを具体的に定めるとともに、訴訟・勸解に関する書類の書式を定めたものが「取扱手続」であった。

この「取扱手続」が、全国の裁判所に宛てて出されたものなのか、それとも松江始審裁判所管内に限られたものなのか、もしくは、今市治安裁判所管内に限定して出されたものであるのかは不明である。いずれにしても、「取扱手続」により、勸解及び訴訟事件の取り扱いが一層具体的に定められたのである。これは、民事事件の取り扱い実務の統一化・合理化という点で注目すべきことであろう。というのも、これにより、勸解・訴訟当事者の便宜がはかられ、

同時に、裁判所内での勸解・訴訟取り扱い上の混乱が防止できるようになるからである。

三番目に合綴されているのが、明治二六（一八九三）年六月九日司法省民刑局甲第一七四号「司法警察官執務心得」（以下、「執務心得」と略称）である。⁷⁾ 墨書され、紙縫で縦綴じされている。これは、全一一一条に及ぶもので、第一編総則・第二編捜査・第三編仮予審に分けられている。「第一条 司法警察官ハ犯罪ノ捜査ヲ為シ現行犯罪ノ仮予審ヲ行フヲ以テ其職務トス」と規定され、第二条では「左ニ記載シタル官吏^{○公吏}等ハ司法警察ノ職務ヲ行フニ付キ検事ノ指揮ヲ受ク可キモノトス⁸⁾」とあり、警視・警部長・警部、憲兵・将校・下士、島司、郡長、市町村長及び市町村長が置かれていない地ではその職務を行う吏員、林務官、北海道集治監の典獄、海船の船長が列記されている。司法警察権は、この「執務心得」を踏まえて行使されていくのである。

明治二三（一八九〇）年六月二六日勅令第一〇八号により内務省官制が全面改正される。内務省官制第九条で「警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」とされ、その一つとして、「行政警察ニ関スル事項」が挙げられている。これ以後も内務省官制は頻繁に改正されるが、「行政警察」は、一貫して警保局所管とされている。

これに対し、明治二三（一八九〇）年六月二〇日勅令第一〇〇号司法省官制第一条は、「司法大臣ハ司法上ノ行政及警察並恩赦ニ関スル事務ヲ管理シ裁判ノ執行ヲ監査シ行政事務ニ付テ裁判所ヲ監督ス」と定め、司法警察事務は司法大臣の管轄であると定めている。そうして第四条で司法省内に民事局・刑事局・会計局が置かれ、第七条で「刑事局ニ於テハ刑事ノ法律命令ニ関スル事務ヲ掌ル」と定めている。明治二四（一八九一）年七月二四日勅令第九二号で司法省官制は全面改正され、第一条で「司法大臣ハ司法上ノ行政、司法警察及恩赦ニ関スル事務ヲ管理シ裁判ノ執行ヲ監視シ行政事務ニ付テ裁判所ヲ監督ス」とされ、「司法警察」という言葉で警察権限が明記される。このとき、それまでであった民事局・刑事局・会計局が総務局に統合され、総務局が「刑事ノ法律命令ニ関スル事項」を取り扱うこ

とに改められた。翌明治二五（一八九二）年一月一二日勅令第九五号によって司法省官制がさらに改正される。この改正で、大臣官房が設置され、第四条で民刑局が新たに置かれることになる。そうして、「民事刑事及其他ノ法律命令ニ関スル事項」が民刑局の所轄とされた。

明治二六（一八九三年一〇月三〇日）に各省官制が全面改正される。この時、内務省及び司法省官制も改正された。勅令第一二七号内務省官制第七条では、「警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」とされ、これまでと同様、「行政警察ニ関スル事項」は警保局所管と定められた。また、勅令第一四三号司法省官制第四条は「司法省ニ民刑局ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム」とあり、民刑局の所轄事項が定められている。所轄事項の文言及び内容は前年の改正そのままを受け継いでいる。すなわち、「執務心得」は、明治二五（一八九二）年の司法省官制改正をうけて作成され、明治二六（一八九三）年司法省官制以後も適用されていくのである。⁹⁾

最後に合綴されているのが、司法大臣からの訓示及び各裁判所からの伺いとそれに対する指令類である。明治二二（一八八九）年一月一八日付司法省報第七四四五号以後の史料がそれである。出張所関係の伺・指令類は、すでに『明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集』で紹介しているが、明治二二（一八八九）年二月五日付司法省会検甲第八〇四号を除き、本稿で紹介するものとの重複はない。¹¹⁾

各地の裁判所には様々な訴訟や勧解が提起される。それまでの取り扱い実務との兼ね合いもあり、各地の裁判所では、事件の取り扱いに疑問が生じる場合が出てくる。そのため、裁判所から伺が出され、それに対する指令が裁判所に返される。さらに、そのやりとりが他の裁判所にも通知される。こうして、細部にわたるまで事件の取り扱い実務の統一化がはかられ、混乱が防がれ、訴訟・勧解取り扱い実務の迅速化・公平化が実現するのである。明治二三（一八九〇）年に、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法が制定される。¹²⁾この前後に、日本の司法制度は近代化と統一

化がはかられるが、それは、法律・勅令などの制定・公布のみによって実現するのではない。各地の裁判所での事件取り扱い実務の近代化・統一化をとまう必要がある¹³。そのために、訓令が出されたりするが、それだけではない。裁判所と司法省との伺・指令などのやりとりによつてもそれは行われていくのである。実は、伺・指令の結果が訓令となる場合もあったのである。

以上が『自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判ニ係ル規則絡』の概要である。

次に、『明治二十三年二月 今市治安裁判所出張所訴訟勧解例取扱手続 附録』(以下、『附録』と略称)の概要を述べる。『附録』は、出張所で扱う民事訴訟や勧解、執行などに関わる書類の書式を綴つたものである。附録第一号から同第一九号までの書式が、紙縫りで縦綴じにされ、合綴されている。これらは、訴訟もしくは勧解手続にはいった後に必要となる書類を書式化したものである。とりわけ、執行関連の書類が過半を占めているのは興味深い。

附録第一号は、印鑑筆跡鑑定人への呼出状、附録第二号は鑑定料受領証、附録第三号は判決謄本受領証の書式である。附録第四号は、債務者が行方不明となつた場合の関係書類である。ここでは、債務者が行方不明の場合、債権者の証書に裁判所が裏書きすることが定められている。債務者本人が発見された場合は本人を、債務者が行方不明になつた日から一定期間が過ぎた場合は相続人を被告として債権者は訴訟を起こせる。債務者が発見された場合又は債務者が行方不明になつた日から三六ヶ月間は出訴期限に算入されないことも書かれている。附録第五号は附録第四号に関わるもので、裁判所が裏書きした証書を受け取つた債権者が提出する受領証である。附録第六号は、勧解不調又は棄却証である。ここでは勧解の不調又は棄却理由が明らかにされる。附録第七号は、無届遅参又は不参した者に対して裁判所が下す処罰の言渡書である。附録第八号は、執行命令書の書式である。これによれば、判決又は勧解で執行が命じられた時は、被告が執行の義務を負う。もしも被告が執行しない場合は、原告は、裁判所が発した執行命令

書を携行し、被告所有財産地の町村長に申し出、被告もしくはは被告の親族あるいは隣人を立会人として被告の財産を差押え、調書に町村長の証明を受ける。もし、被告が差押えを拒否した場合は、原告は、最寄りの警察官に妨害排除を請求しうるようになっていた。町村長や警察官が民事執行に関与することなど、ここには、近世以来の執行方法の影響をみてとることができる。附録第九号は、同第八号と関連するが、差押・仮差押命令書である。附録第一〇号は、被告の財産を差し押さえた裁判所が、命令書を発給した裁判所に宛て出す差押通知と思われる。附録第一一号は、財産差押解除願が原告より提出された時、出張所が出す命令書である。附録第一二号から同第一六号までは、公売・入札関係書類の書式である。附録第一七号は、原告と被告が熟談・解話し、その結果財産差押え処分を取り消す際の書式である。附録第一八号は、公売入札の落札者から代価を納付させ、それを出張所へ送付するよう町村役場に照会する書類である。最後に、附録第一九号ノ一は「開廷中裁判所勤怠表」、同第一九号ノ二は「開廷中取扱民事勸解事件調」である。これらにより、出張所で扱った民事裁判や勸解の件数及びそれらの処理件数が治安裁判所で把握されていたのである。

民事訴訟や勸解手続、執行に関する書類の書式を定型化することは、裁判所での取り扱い実務の迅速化をもたらし、当事者が訴訟・勸解・執行等を遅滞なく行うことを容易にするであろう。訴訟当事者の便宜をはかるという意味でも、各種書類を定型化したことの意義は大きい。

本稿で紹介する史料は、新たな裁判制度の設置を受け、民事事件の取り扱い実務を迅速かつ適切に行っていくこうとする裁判所の営為を物語るものであろう。裁判所実務の合理化・統一化が支えとなって、法の世界の近代化は、人々が生活する実際の社会で活かされていく。本稿で紹介した史料は、あくまでも今市治安裁判所掛合出張所に関わって残されたものにすぎない。類似の史料が各地で発見され、治安裁判所出張所の活動の全貌が全国的に明らかにされる

ことが望まれる。

なお、本稿では、「執務心得」は翻刻しなかった。同心得は、司法警察事務の手引きとして重要なものである。しかし、同心得及び関連書籍は、現在、国立国会図書館のデジタルライブラリーで閲覧可能である。⁽¹⁵⁾ それ故、本稿では、「執務心得」を翻刻しなかった。

なお、本稿は、島根大学法文学部山陰研究センタープロジェクト「明治期の法と裁判研究―山陰地域との関わりで」の研究成果の一部である。

註

- (1) 出張裁判所の設置及び、松江始審裁判所今市治安裁判所掛合出張所については、拙稿「明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集『修道法学』第三四卷第一号(二〇一一年) 解題など参照。
なお、今市治安裁判所は、現出雲市今市町に設置された裁判所である。同町には、現在、松江地方・家庭裁判所出雲支部及び出雲簡易裁判所が設置されている。
- (2) 拙稿「明治二十三年二月出張裁判ニ関スル令訓集『修道法学』第三四卷第一号(二〇一一年)」。
- (3) 『官報』(内閣官報局) 第一八八七号(明治二十二年五月二一日) など参照。なお、本稿では、法令については、断りなき限り『官報』による。
- (4) 「治安裁判所出張所訴訟及勸解取扱手続」『自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判ニ係ル規則絡』(松江地方裁判所雲南簡易裁判所保管)。
- (5) 「治安裁判所出張所訴訟及勸解取扱手続」『自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判ニ係ル規則絡』(松江地方裁判所雲南簡易裁判所保管)。

- (6) 「綱領」記録材料・司法省第十五 事務工程報告(国立公文書館所蔵、A0706232100)は、「茲ニ明治二十二年中本省(司法省一居石)ニ於テ処分シタル事務ノ功程ヲ報告スルニ当リ先ツ其大綱ヲ掲ケ施行ノ要領ヲ叙述」するものである。ここでは、「是歳二月十一日憲法発布ニ付キ……同日本省(司法省一居石)訓令ヲ以テ大赦施行手続ヲ発布シ且刑ノ執行ヲ終リタルモノニ関スル証明ノ件ヲ告示シ五月治安裁判所出張所裁判仮規則ノ件ニ付案ヲ具シ閣議ヲ請ヒ同月勅令第六十七号ヲ以テ公布セラレタルニ依リ出張裁判開庭場所管轄区域及期日表等ヲ告示ス又省令ニ於テハ裁判所処務規程中改正ノ件室蘭幌別面登記所ヲ廢シ鶯別登記所ヲ設置シタル件本年三月勅令第三十九号土地台帳規則ノ発布ニ依リ土地台帳所管庁ニ通知スル期限ヲ規定シタル件札幌始審裁判所管内登記所ニ関スル件一筆ノ土地分合売買譲与ニ関スル登記ノ件訓令ニ於テハ裁判官檢察官会同巡視規程中削除ノ件法学博士ノ学位ヲ得タルモノ、代言營業出願ニ係ル件非職俸給支給定日ノ件及経費ニ関スル若干件其他判任官普通試験代言出願人試験等ヲ舉行シ及裁判事務ニ関シ告示ヲ発スル数回等ナリトス而シテ各局課ノ分掌条件ニ至テハ前年ニ異ナルコトナシ」と書かれ、この「取扱手続」が出されたことは述べられていない。なお、告示が数回出されたと書かれている。告示は、『官報』に掲載されるが、明治二二(一八八九)年の『官報』には、本稿で紹介する「取扱手続」および「明治二十三年二月 今市治安裁判所出張所訴訟勧解例取扱手続 附録」は登載されていない。
- (7) この「執務心得」及びこれに関連する書籍は複数刊行されている。国立国会図書館近代デジタルライブラリーで確認したところ、たとえば、『司法警察官執務心得(石崎安蔵、一八九三年)』、『司法警察官執務心得』(八尾新助、一八九三年)、宮川九郎編『司法警察官執務心得』(法曹会・望月良彦、一八九三年)など、複数の出版物が確認できる。また、明治二六(一八九三)年一二月に福島県警察部が刊行した『刑事法令類纂』にも「執務心得」が「司法警察官執務心得細則」とともに収録されている。さらに、東京控訴院検事古賀廉造編・司法省民刑局金子源治著で『司法警察官執務心得義解 全』が明治二六(一八九三)年一月に金城書院から出版されている。校閲者・著者から判断して、これは、準公式解釈書として刊行されたと思われる。
- (8) 「司法警察官執務心得」自明治廿二年／至全廿七年 出張裁判ニ係ル規則絡(松江地方裁判所雲南簡易裁判所保管)。なお、『司法警察官執務心得』(国立公文書館所蔵、請求番号…ヨ三二七〇二七四)。

(9) 区裁判所には、軽罪裁判所及び違警罪裁判所としての機能があるので、この史料が出張所関係史料とともに綴じられたのかもしれない。または、各裁判所に検事局が置かれていた関係で「執務心得」が裁判所に残されたのかも知れない。ただ、刑事事件を扱う権限が出張所に認められたか否かについては詳らかでない。

(10) 拙稿「明治二十三年二月出張裁判二関スル令訓集」『修道法学』第三四卷第一号（二〇一一年）など参照。

(11) 拙稿「明治二十三年二月出張裁判二関スル令訓集」『修道法学』第三四卷第一号（二〇一一年）など参照。

(12) 明治二三（一八九〇）年二月八日法律第六号「裁判所構成法」、同年三月二七日法律第二十九号「民事訴訟法」、同年一月六日法律第九六号「刑事訴訟法」。

(13) 矢野達夫「裁判所所蔵文書から見た戦前期司法の諸相——広島控訴院管内を中心に——」『法制史研究』六〇号（二〇一〇年）は、裁判所で記録として残された簿冊名の変遷から、裁判所の訴訟取扱事務が近代化へ向けて変遷していくことを指摘している。

(14) 園尾隆司「民事訴訟・執行・破産の近現代史」〔弘文堂、二〇〇九年〕など参照。

(15) 本稿注（7）など参照。

【出張裁判ニ係ル規則絡】

(表紙)

「自明治廿二年

至全 廿七年

〔54〕
(鉛筆)

出張裁判ニ係ル規則絡

今市治安裁判所掛合出張所

(米・後巻)

『第五二号』

朕治安裁判所出張所裁判仮規程ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年五月二十日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆
司法大臣伯爵山田顕義

勅令第六十七号(官報五月二十一日)

治安裁判所出張所裁判仮規程

第二条 治安裁判所出張所ニ於テ取扱フ民事事件ハ左ノ如シ

一 金銭其他換用物若クハ有償証券ノ一定シタル負額又ハ特定ノ物品ニ対スル請求

二 建物ノ全部若クハ一部ノ明渡又ハ修繕ノ請求

前二項ノ事件ハ原被告其管轄区域内ニ現在スルカ若クハ原被告共ニ出廷シテ審問裁判ヲ請フトキニ限ル

三 勸解

第二条 前条ニ記載セル事件タリトモ急速ノ取調ヲ要シ出張裁判開始ノ期ヲ待チ難キモノ又ハ第二ノ事件ニシテ契約

ニ付キ争アルモノハ従前ノ通り治安裁判所本庁ニ於テ取扱ハシム

第三条 出張裁判ノ管轄区域開廷ノ場所及及期日ハ司法大臣ノ告示ヲ以テ之ヲ定ム

出張スヘキ裁判官ハ毎年若クハ毎期管轄始審裁判所長之ヲ定ム

第四条 出張裁判官ハ繁難ナリト認ムル事件ヲ治安裁判所本庁ニ移スノ命令ヲ為スヲ得

第五条 出張裁判ヲ開クヘキ場所ニ該ル治安裁判所出張所ハ予シメ訴詔(ホニ状)ノ送達其他期日ニ至リ直チニ審問裁判ヲ為ス

ニ必要ナル手續ヲ為スヘシ

書類ハ原告人ヲシテ送達セシム可シ

第六条 裁判及ヒ命令ノ執行ニシテ開期内ニ終結シ難キモノ及ヒ執行ニ関シ出張裁判閉期後ニ故ル故障ハ治安裁判所

本庁ニ於テ取扱ハシム

(今市治安裁判所掛合出張所野紙)

第(墨華)「一二一」号

(未印)

(堀尾)

今般出張裁判開設告示相成候ニ付テハ別冊取扱手續編製送致候条之ニ依リ取扱可有之候也

明治廿二年十月廿五日

今市治安裁判所

治安裁判所判事大石如雲

(今市治安裁判所判事ノ印)

掛合出張所

裁判所書記堀尾守真殿

(今市治安裁判所罫紙)



(表紙)

「今市治安裁判所出張所訴訟及勸解取扱手續

今市治安裁判所

」

今市治安裁判所出張所訴訟及勸解取扱手續

第一条 出張裁判開期告示ニヨリ勸解名刺及訴状ヲ差出シタル片又ハ口頭ヲ以テ訴訟提起ノ申立アリタル片ハ書記ヲメ第二条以下ノ手續ヲ為スヘシ

第二条 勸解願書ヲ受取りタル片ハ勸解事件簿（付録第一号參觀）ニ登録シ被願人呼出状（付録第二号參觀）ヲ作り願人ヲシテ送達セシム但シ勸解名刺ニハ被願人ノ住所氏名勸解ノ標目請求額并ニ出願年月日ヲ記入セシムヘク（付録第三号參觀）且ツ左ノ事項ノ具備スルヲ要ス

一 相当印紙貼用ノ事

二 被願人ノ住所該出張所ノ管轄内ニアル事

三 代人ニ委任シテ出頭^願シタルモノナル片ハ代理願書添付アル事

第三条 受理シタル勸解名刺ハ事件簿ニ登録シタル順序ニヨリ番号ヲ朱書シ類集記録（付録第四号參觀）ト為シ出張裁判官ニ差出スヘシ

第四条 訴状ヲ受取りタル片ハ事件簿（付録第五号參觀）ニ登録シ番号ヲ朱書シ正本ハ一件記録ト為シ表紙（付録第六号參觀）并ニ目錄表（付録第七号參觀）ヲ付シ之ヲ保存シ副本ハ答弁命令書（付録第八号參觀）ヲ添へ原告ヲシテ被告ニ送達セシム但シ訴状書式ハ訴答文例ニヨルヘク且ツ第二条ニ掲クル事項ノ外其事件出張裁判仮規程第一条ニ相当スルヲ要ス

第五条 口頭ヲ以テ訴訟提起ノ申立アリタル片ハ書記其要領ヲ録取シ原告人ト共ニ署名捺印シ之ヲ一件記録トナシ更ニ謄本ヲ作りテ被告人ニ送達セシムルヲ前条ニ同シ

口頭訴訟ニハ住所氏名ノ外事件ノ名称及請求金額又ハ価額ヲ記シ相当印紙ヲ貼用シタル名刺（付録第九号參

観)ヲ差出サシムヘシ

第六条 訴訟人呼出期日ハ受理ノ順序ニ從ヒ出張裁判開期翌日ヨリ起算シ一日ニ付民事二件勧解十五件ノ割合ヲ以テ

スヘシ但シ受理件数開期日数ヲ超過シタル件ハ更ニ其開期日数ニ配賦スヘシ

第七条 訴訟人呼出時刻ハ民事勧解ヲ區別シ出頭者ヲシテ時間ヲ徒費セシメサルコトニ注意スヘシ

第八条 出張裁判ニ関スル命令書ノ下付又ハ執行処分願書ヲ差出シタル件ハ之ヲ領置シ事件簿(付録第五号參観)ニ

登録シ願人ニハ開期中日ヲ期シテ出頭スヘキ旨ヲ告クヘシ但シ該願書ニハ相当印紙ノ貼用アルヲ要ス

第九条 開廷期日前勧解和解書又ハ願下ケ書ヲ差出シタル件ハ之ヲ領置シ勧解類集記録ニ添付シ且ツ告知書(付録第

十号參観)ヲ作り願人ヲシテ被願人ニ送達セシムヘシ但シ被願人於テ該書面ニ連署セシ件又ハ被願人於テ之

ヲ了知セシ証アル件若クハ呼出状送達前ニ係ル件ハ此限ニアラス

第拾条 開廷期日前訴訟願下書又ハ解訟書面ヲ差出シタル件ハ之ヲ領置シ一件記録ニ編入スヘシ但シ答弁命令書送達

後ニ係ル件ハ被告人ノ連署アルヲ要ス

第十一条 被告人答書ヲ差出シタル件ハ正本ハ一件記録ニ編入シ副本ハ送達書(付録第十一号參観)ヲ添へ被告人ヲ

シテ原告人ニ送達セシムヘシ但シ答書書式ハ訴答文例ニ依リ且ツ相当印紙ノ貼用アルヲ要ス

第十二条 被告人口頭ヲ以テ答弁スヘキ旨ヲ申立タル件ハ住所氏名ノ外答弁ノ名称ヲ記シ相当印紙ヲ貼用シタル名刺

ヲ差出サシメ出張裁判官ニ差出スヘシ

第十三条 出張所ニハ予テ受書承印簿(付録第十二号參観)ヲ備置キ呼出状又ハ訴答書ヲ下付シタル件ハ受取人ヲシ

テ直チニ対手人ヘ送達ノ上開廷期日受取書持参スヘキ旨ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ

第十四条 出張所於テ受理及ヒ落着シタル件数ハ各日々表及ヒ其結果ヲ事件簿相当欄内ヘ記入シ製表ノ材料ニ供スヘ

シ

第十五条 閉庁後願書又ハ訴状ヲ差出シタル件ハ事件簿ニ登録シ次期出張裁判ノ告示後ニ出頭セシメ第二条以下ノ手

続ヲ為スヘシ

附則

出張裁判ニ関スル書類ハ開庁前ニ出張所宛開庁後ハ出張判事又ハ出張所宛ニテ差出サシムヘク且ツ該書類ハ本庁ニ保存スヘキモノナルヲ以テ事件簿ヲ除クノ外閉庁後目錄ヲ添ヘ送付ノ手續ヲ為スヘシ

(今市治安裁判所罫紙)

付録第一号用紙中折
(表)

第 号			第 号		
金求請	目 件	理 受	金求請	目 件	理 受
		明治 月 日 年			明治 月 日 年
官 係	果 結	着 落	官 係	果 結	着 落
		明治 月 日 年			明治 月 日 年
被願人 国 番地 郡市		願人 国 番地 郡市		被願人 国 番地 郡市	
村町 大字		村町 大字		村町 大字	

(裏)

第 号			第 号		
金求請	目 件	理 受	金求請	目 件	理 受
		明治 月 日 年			明治 月 日 年
官 係	果 結	着 落	官 係	果 結	着 落
		明治 月 日 年			明治 月 日 年
被願人 国 番地 郡市		願人 国 番地 郡市		被願人 国 番地 郡市	
村町 大字		村町 大字		村町 大字	

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

(和紙)

付録第二号用紙半濃^美

第 号

掛

右ハ 何

某ヨリ 何

々

事件

勸

解願 出候

条来

ル

日

午前第

時当 裁判

所へ

出頭

可致

者也

明治 年 月 日

今市治安裁判所

何出張所

(和紙、半切)

付録第三号用紙半紙

住所

願人

氏

名

請求価額

郡村

氏

名

但シ有証又ハ無証

何々勸解願

住 所

被願人 氏 名

住 所

〃 氏 名

印紙

年 月 日

(和紙)

付録第四号用紙半紙

係り官何某

願人 氏 名

何々之件

被願人 氏 名

何月何日調又ハ不調

第 何 号

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

付録第五号用紙美濃
(表)

日			月			年			治明		結局	書	替	常	名	訴	理主	理受	始審						
消滅		被	裁	却	棄	席	席	後	前	書	為	通	判	明	治	年	月	日	号						
支庁へ廻ス		理由	失踪	半直曲	証券印税等ノ規則ニ違フ	出訴期限ヲ過ク	訴訟手續キニ違フ	願下	解下	願下	解下	面訴	替訴	常訴	及見積額	請求書	一月以下	十日以下	即日	出訴ヨリ結局マテ時間					
消滅		棄却	願下	解訟	不受理	明治	年	明治	年	消滅	棄却	願下	解訟	控訴	明治	年	六月以下	三月以下	二月以下	一年以下					
毀一		破全		破毀ニ非ス	月中	判	裁	当	不	一	全	部	部	有	無	商	業	上	三	年	以下	四	年	以下	
考備		人	代	人	告	被	人	代	人	告	原	考	備	人	代	人	告	原	考	備	人	代	人	告	原

明治 年民第 号

原告

被告

保存期限

始明治
終明治

年 年

月 月

今市治安裁判所

付録第七号用紙美濃

(表)

文書種類	丁数	備考	
		引渡先	処分結了

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

(裏)

					文書種類	
					丁数	
					引渡先	備考
					処分結了	

(印刷、和紙、半切)

付箋第八号用紙中折

(表)

書 令 命 弁 答	
住所 氏名	<p>右原告何某ヨリ別冊ノ通り及訴訟候 ニ付来ル何月何日何時当出張所へ出 頭答弁スヘシ若シ当日出頭セサルニ 於テハ原告ノ請求ヲ認諾シタルモノ ト看做シ欠席ノ佥裁判可及モノ也 但答弁ハ口頭ヲ以テスルヲ得若 書面ヲ以テ答弁セントスル時ハ開 廷七日前迄ニ答書差出スヘシ</p> <p>年 月 日</p> <p>今市治安裁判所何出張所 裁判所書記 何某</p>
請願人ノ署名捺 印若シ能サル時 ハ其事由	
送達シタル 月 日 時	
送達シタル 場 所	
親族雇人又ハ委 任ヲ諾ケタル者 若クハ戸長ニ渡 シタル時ハ其事 由	
右之通取扱候也	
使丁	<p>明治 年 月 日</p>

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

(裏)

前
同
文

前 同 文				
使 丁	明 治 年 月 日	右之通取扱候也	由	請願人ノ署名捺 印若シ能サル時 ハ其事由
			親族雇人又ハ委 任ヲ諾ケタル者 若クハ戸長ニ渡 シタル時ハ其事	送達シタル 月 日 時
			場 所	送達シタル 場 所

(和紙)

付録第九号用紙半紙半切

何某ヨリ係ル何号何々事件本日(願下 濟口)書差出シ聞届候条此段告知候事

年 月 日

今市治安裁判所

何出張所
(今市治安裁判所罫紙)

住 所
氏 名

付録第十号用紙美濃

請求価額

何々事件

住 所
(原告 被告)
氏 名

相 手
氏 名

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

印紙
〃

年
月
日

付録第十一号用紙半紙

(表)

送		達		書	
裁判所書記		送達スル者也		一何々	
今市治安裁判所何出張所		何ノ某へ		何冊	
明治 年 月 日		親族雇人又ハ 委任ヲ諾ケタル者 若クハ戸長ニ渡 シタル時ハ其事 由		請取人ノ署名 捺印若シ能サル 時ハ其事由	
右之通取扱候也		場 所		送達シタル 月日時	
使丁		送達シタル		送達シタル	
明治 年 月 日					

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

(裏)

送 達 書				
右 送達スル者也				
明治 年 月 日 今市治安裁判所 裁判所書記				
請取人ノ署名 捺印若シ能サル 時ハ其事由	送達シタル 月日時	送達シタル 場 所	親族雇人又ハ 委任ヲ諾ケタル者 若クハ戸長ニ渡 シタル時ハ其事 由	右之通取扱候也 明治 年 月 日 使丁

(和紙)

付録第十二号用紙半紙封_(ママ)

受書承印簿

今市治安裁判所

何出張所

(和紙)

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

⋮

付録第十三号

(表)

明治 年 月		越	高	新	願	合	計	調	和	不	調	願	下	棄	却	合	計	現	在	件	数
十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日								

(裏)

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日	総計

(今市治安裁判所用紙)

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

付録第十四号

(表)

月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
越														
高														
新														
訴														
合														
計														
願														
下														
濟														
席														
口														
前														
濟														
席														
口														
后														
棄														
却														
裁														
判														
現														
在														
件														
数														

明治 年 月 今市治安裁判所民事日々表

(裏)

総計	卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日

(今市治安裁判所用紙)

(裏表紙)

┌

「司法警察官執務心得」(省略)

司法省報第七四四五号 (堀尾) ㊦

始審裁判所
治安裁判所

(平垣) ㊦ ㊦

治安裁判所出張所ニ於テ取扱タル民事々件ニ付テノ統計材料ハ治安裁判所本庁ニ於テ取纏メ其庁ノ材料ト合シテ調製
ス可シ

民事略表ニ限り別紙雛形ニ準シ一用紙中ニ區別シテ調製ス可シ

└

(裏)

凡例

- 一 此雛形ハ記載ノ一例ヲ示スモノナルカ故ニ出張裁判開廷場所ノ数ニ応シ適宜ニ欄ヲ設ケテ記入スヘシ
- 一 出張裁判ヲ開カサル向ハ従前ノ雛形ニ準シ調製ス可キモノトス
- 一 出張所ニ於テ仮規程第四条ニ依リ治安本庁ニ移シタル事件ハ本表ノ下段(治安本庁ニ移ス)ノ欄内ニ記入スル外上段各欄内ニ重複數ヲ記ス可カラス
- 一 事件ノ移送ヲ受ケタル治安本庁ニ於テハ其庁ノ各欄内に算入ス可シ但受継事件中出張所ノ旧受ニ係ルモノアラハ本庁ノ旧受欄内ニ算入スルヲ要ス

(印刷、和紙)

(欄外右) (堀尾)

「㊦」

司法省会検甲第八〇四号

(平坦) ㊦ ㊦

裁判所

治安裁判所出張所之一時預金ハ現金ニテ書記之ヲ保管シ其支払返却及治安裁判所へ通送等ノ手續ハ出張判事之ヲ指揮シ滞在中結了セシムベシ

但治安裁判所へ通送スル金額ハ必ス納証又ハ戸長役場ノ送り書ヲ添付シ又予納金及公売代金ノ運搬費ハ該金額内ヲ以テ支弁シ財産仮差押ノ保証金運搬費ハ別ニ預ケ人ヨリ支弁セシムベシ

右訓令ス

明治廿二年十二月五日

司法大臣伯爵山田顯義

(印刷、司法省罫紙)

……

司法省民第一三七一号

前橋始審裁判所ヨリ出張裁判ノ義ニ付甲号ノ通伺出乙号ノ通指令相成候条為心得此段及通牒候也

明治廿二年六月七日

司法省民事局長小松濟治

裁判所

御中

(印刷、無銘罫紙、半切)

甲号

出張裁判之儀ニ付伺

一出張裁判ハ開始前ニ起訴アリタル件ヲ審理判決シ開期中起訴セシ件ハ後期ニ差回シ可然哉將タ其期ニ於テ審理判決シ得ル限りハ取扱フヘキモノナルヤ

一出張裁判ニ限り民事訴訟ハ一応勸解ヲ経ルト否トハ人民ノ自由ニ任セ可然乎將タ必ラスシモ勸解ヲ要スヘキモノナルヤ

一口頭ノ訴へ及ヒ答弁ハ成規ノ印紙徴収方法如何相心得可然哉
右至急何分ノ指示相成り度此段相伺候也

明治二十二年五月二十七日

前橋始審裁判所長千谷敏徳

司法大臣伯爵山田顕義殿

乙号

前橋始審裁判所長千谷敏徳

本年五月廿七日庶第二五一号伺出張裁判ノ件ハ左ノ通心得可シ

第一項 開始前ニ起訴シタル件ハ勿論開期中ニ起訴セシ件ト雖モ其期ニ於テ審理判決シ得ルモノハ之ヲ取扱フヘキモノトス

第二項 前段見込ノ通

第三項 口頭ノ訴及答弁等ノ訴訟用印紙貼用方ハ原告人又ハ被告人ヨリ差出ス所ノ名刺ニ其住所氏名ノ外請求若クハ答弁等ノ名称ヲ記シ之レニ成規ノ印紙ヲ貼用セシムヘキモノトス

明治二十二年六月七日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、司法省罫紙)

司法省民第二三三五号

別紙甲号ノ通仙台始審裁判所長ヨリノ照会ニ対シ乙号ノ通及回答候条長官ノ命ニ依リ此段及通牒候也

明治廿二年十月十日

司法省民事局長小松濟治

裁判所

御中

(別紙)

甲号

公証人ノ作りタル公正証書ヲ以テ執行命令出願之処左ノ件々前例モ無之ニ付一応及問合候条至急何分ノ御回示相成度候

- 一 公正証書ヲ以テ執行命令書出願ニ就テハ訴訟用印紙規則ニ從ヒ願書ニ相当印紙貼用セシムヘキハ勿論ニ可有之哉
- 一 右執行裁判所ハ証書金額百円内外ヲ以テ始審治安ノ権限ヲ區別スヘキヤ將タ単ニ執行ニ止マルヲ以テ金額ニ拘ハラズ治安裁判所ニ出願スルモ差鬮ナキヤ
- 一 右執行願ハ通常民事執行事件ト同一ノ事件簿ニ登録シ可然哉
- 一 右執行ニ関スル手續ハ確定裁判ノ効果ニ因リ執行スルノ手續ト異ルヲナキハ勿論ニ可有之哉
- 一 右命令書式ハ通常民事執行命令書ノ例ニ倣ヒ適宜ニ相認メ不苦候哉

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

右及照会候也

明治廿二年九月四日

仙台始審裁判所長水尾訓和

司法省民事局長小松濟治殿

乙号

本年九月四日庶第一六二八号照会之趣了承其第一項第三項第四項第五項ハ意見ノ通其第二項ハ明治十四年第八十三号
布告ニ拠リ裁判所ノ権限ヲ區別スル儀ニ有之候此段及回答候也

明治二十二年十月十日

司法省民事局長小松濟治

仙台始審裁判所長水尾訓和殿

(印刷、司法省罫紙)

司法省民第三二六四号

裁判所

明治二十二年勅令第六拾七号第一条第二項建物明渡訴件ニ付別紙ノ通大阪始審裁判所長同ニ対シ及指令候条従前本指
令ニ抵触スル指令内訓ハ之ヲ取消ス
右訓令ス

明治廿三年一月十日

司法大臣伯爵山田顯義

(別紙)

経上第六号

出張裁判仮規程ニ付権限及印紙貼用方ノ儀伺

本年五月勅令第六十七号治安裁判所出張所裁判仮規程第一条ノ第二項ニ建物ノ全部若クハ一部ノ明渡シ云々同第二条中又ハ第二ノ事件ニシテ契約ニ付争ヒアルモノハ従前ノ通治安裁判所本庁ニ於テ取扱ハシムト有之聊疑團ナキ能ハス抑モ建物明渡ノ請求タル其物件ノ所有權ヲ争訟スルニ非ス単ニ明ケ渡シ即チ立退キノ行為ヲ求ムルニ外ナラスシテ此行為タル固ヨリ金額ニ見積ル能ハサルモノナルカ故ニ明治十四年第八十三号布告裁判所権限第三条ニ依リ治安裁判所ノ権限ニ非ストシ明治十七年第五号布告訴訟用印紙規則第三条ニ依リ三円ノ印紙ヲ貼用セシメ始審本庁ニ於テ従来取扱候慣例ニ有之候然ルニ右勅令第六十七号ノ規定ハ素トヨリ価格ニ拘ハラサルモノトシ規定セラレタル所以ニシテ敢テ其明渡スヘキ建物ノ見積代価如何ヲ区分シテ出張裁判ニ付スヘキ趣意ニハ有之間敷果シテ然ラハ其第二条中従前ノ通治安本庁云々トアルハ十四年第八十三号布告ト抵触スルノ看アリ従テ印紙貼用方ニ疑議ヲ生シ候次第ニ有之右本年勅令第六十七号ニ依リ十四年第八十三号布告ノ第三条ハ自然消滅シタルモノト見做シ価額ニ拘ハラス貸家明渡シ等ノ訴件ハ治安裁判所ノ権限トシ印紙ハ十七年第五号布告第三条ニ依リ貼用セシメ可然哉出張裁判実施ノ期ニ差迫リ候条至急仰訓示候也

明治二十二年九月廿日

大阪始審裁判所長大島貞敏

司法大臣伯爵山田顕義殿

大阪始審裁判所長大島貞敏

本年九月廿日経上第六号出張裁判仮規程ニ付権限及ヒ印紙貼用方ノ件ハ建物ノ全部若クハ一部ノ明渡ニ付テハ其訴件ノ価格ヲ判別シ明治十四年第八十三号布告ニ依リ裁判所ノ権限ヲ定メ訴訟用印紙ハ其価格ニ応シ之ヲ貼用セシムヘキモノトス

明治二十二年十月廿四日

司法大臣伯爵山田顕義

経上第四六号

出張裁判仮規程ニ付訴件価格判別方ノ儀伺

本月廿四日付ヲ以テ出張裁判仮規程ニ付権限及ヒ印紙貼用方ノ儀ニ付建物ノ全部若クハ一部ノ明渡ニ付テハ其訴件ノ価格ヲ判別シ明治十四年第八十三号布告ニ拠リ裁判所ノ権限ヲ定メ訴訟用印紙ハ其価格ニ応シ之ヲ貼用セシムヘキ旨訓令相成候処右訴件ノ価格トハ明渡ノ目的タル建物ノ価格ニ無之訴訟ノ目的タル明渡ノ価格ニ可有之ト思考致候得共明渡ナル無形行為ノ価格ヲ判別スルハ頗ル困難ノ事柄ニ係リ一定ノ標準無之テハ出張裁判実施ノ期ニ差迫リ取扱上忽チ差支ヲ生シ候条価格判別ノ方法更ニ仰訓示候也

明治二十二年十月三十日

大阪始審裁判所長大島貞敏

司法大臣伯爵山田顯義殿

大阪始審裁判所長大島貞敏

明治廿二年十月三十日付経上第四六号出張裁判仮規程ニ付訴件価格判別方ノ件ハ所有權ヲ移転セサル權原ニ依リ占有スル者ニ対シ明渡ヲ求ムル場合ニ於テハ其權原ニ依リ價格ヲ定ムヘク例ヘハ賃貸借ナレハ其家賃無賃預ケ置ナレハ其相当見積リ家賃ノ價格ニ依ルヘク又何等ノ權原ナクシテ占有スル者ニ対シ明渡ヲ求ムル場合ニ於テハ其目的タル建物ノ價格ニ依リテ判別スヘキモノト心得可シ

明治二十三年一月十日

司法大臣伯爵山田顯義

(印刷、司法省罫紙)

司法省刑
第一八九号



庁

府県(東京府ヲ除ク)

裁判所

憲兵本部

明治二十二年三月十五日ヨリ改正海軍治罪法実施候処東京軍法會議ノ管轄ニ属スル事件ハ同會開廷迄改正海軍治罪法

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

第二十五条ニ依リ横須賀鎮守府軍法会議ニ於テ処分候条従前ノ通取計フヘシ
右訓令ス

明治二十二年三月十九日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、司法省罫紙、半切)

司法省民第二二三五号

(平垣) (田中)
④ ④

裁判所

外国人ヨリ本邦人ニ対スル詞訟ニシテ外国人敗訴シタル場合ニ於テ本邦人ヨリ訴訟入費ノ償却ヲ求ムル為メ其入費ノ
証明書ヲ求ムル件ハ之ヲ下付スヘシ
右訓令ス

明治廿三年一月九日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省民第二二三八号

(堀尾) (平垣) (田中)
④ ④ ④

民事上警察官ノ援助ヲ求ムル件ニ付今般別紙之通内務大臣ヨリ訓令セラレタル趣通知有之候条為心得此段及通牒候也
明治廿三年二月七日

司法省民事局長小松济治

裁判所

御 中

〔別紙〕

訓第五二号

明治十八年^{七月廿八日}当省甲第二十六号ヲ以テ民事上裁判執行之件相達置候処爾今裁判言渡書写ノ末尾ニ該命令書ヲ添付

セサルモ權利者ニ於テ裁判官ノ命令書ヲ提供シ義務者所轄ノ警察署ニ該執行ヲ願出ルトキハ警察官ハ直ニ義務者ヲシテ右命令書通執行セシムヘシ

右訓令ス

明治廿三年二月一日

内務大臣伯爵山県有朋

(印刷、司法省罫紙)

.....

司法省民第九五号

㊦(堀尾)

㊦

㊦

㊦

裁 判 所

内地裁判所ヨリ我ニ治外法権ナキ外国ニ滞在スル我臣民へ宛(朱一喚)召換状及訴状等送達方ヲ我領事ニ囑托スルニハ総テ当省ヲ經由スヘキ義ト心得可シ依テ之レニ抵触スル従前ノ指令内訓ハ自然消滅スルモノトス

右訓令ス

明治二十三年二月十二日

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省民第二五四号

(平垣) (田中)
㊦ ㊦

裁判所

民事上裁判所ノ召喚ニ応セサル者アルトキハ其何タル場合ヲ問ハス警察官ニ照会シテ引致セシメ得ルノ慣例ニ有之候
処本来証人召喚ノ如キ必要アル場合ニ於ケル外ハ一切之ヲ引致スヘカラサルモノトス現今ニ至ツテハ實際濫ニ引致セ
シムル義ハ無之ト思考スレトモ依然旧慣ニ依リ居候様ニテハ不都合ニ付心得モ有之筈ナレトモ為念此旨更ニ訓令ス

明治二十三年二月十九日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省民第六四九号

(櫻尾)
㊦
(平垣) (田中)
㊦ ㊦

裁判所

内外交渉事件ニ於テ外国領事裁判所カ原告タル本邦人ニ保証金ノ前納ヲ命スルトキハ該領事裁判所所轄ノ外国人我裁
判所ニ出訴シタル場合ニ於テモ均シク之レニ保証金ヲ前納セシム可シ

右訓令ス

明治二十三年四月二十三日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省民第五〇〇号

仙台始審裁判所長ヨリ市町村長ノ職務ニ対スル訴訟取扱ノ義ニ付甲号問合ニ対シ決裁ヲ経テ乙号ノ通致回答
候条為念及通牒候也

明治二十三年三月八日

司法省民事局長小松濟治

各 裁 判 所

御 中

(印刷、半切(司法省)罫紙)

甲号

人民ヨリ郡区戸長ノ職務取扱上ニ対スル詞訟ハ明治十四年本省甲第四号布達ニ依リ始審裁判所ニ於テ取扱来候処已ニ
市町村制実施後ニ至リ人民ヨリ市町村長ノ職務取扱上ニ対シ提起スル詞訟モ従前ノ如ク該甲第四号布達ニ準拠シ取扱
フ可キヤ聊カ疑義ヲ生シ候条右取扱手續一応及御問合候也

明治廿二年九月十七日

仙台始審裁判所長水尾訓和

司法省民事局長小松濟治殿

乙号

昨明治二十二年九月十七日付ヲ以テ人民ヨリ市町村長ノ職務ニ対スル訴訟取扱方ノ件問合相成候処目下詮議中ニ係ルヲ以テ何分ノ回答ニ難及候ニ付キ現ニ差懸リタル事件有之候ハ、従前ノ通伺出相成度旨及回答置候処今般該訴訟取扱上ニ関シ本年法律第十号発布相成候ニ付キ人民ヨリ市町村長ノ職務ニ対スル訴訟ハ総テ従前郡区戸長ニ対スル訴訟ニ準シ取扱ハルヘキモノニ有之候此段長官ノ命ニ依リ及回答候也

明治二十三年三月八日

司法省民事局長小松濟治

仙台始審裁判所長水尾訓和殿

(印刷、司法省罫紙)

司法省刑甲第四〇号

裁判所

庁府県(東京府ヲ除ク)

三池分遣憲兵司法警察事務取扱ノ件ニ付憲兵司令官三間正弘ヨリ別紙甲号ノ通伺出乙号ノ通及訓令候条此旨心得ヘシ右訓令ス

明治廿三年三月廿八日

司法大臣伯爵山田顯義

(印刷、半切司法省罫紙)

甲号

三池分遣憲兵ヲシテ司法事務為取扱度儀ニ付伺

客臘陸軍大臣ノ御達ニ依リ東京憲兵隊ノ内一分隊三池集治監ヘ分遣候処該監拘禁ノ囚徒ニ対スル檢視檢証其他司法警察ニ係ル事件ハ分遣憲兵ニ於テ取扱候様致度旨該典獄ヨリ照会有之候然ルニ同所ハ未タ憲兵設置ノ地ニ無之ヲ以テ一般人民ニ係ル警察權執行ハ素ヨリ不許義ニ候得共右典獄照会ノ要旨ハ単ニ集治監内囚徒ニ止マル警察事務ニ付便宜ノ為メ該囚徒ニ限り分遣憲兵ヲシテ為取扱可然哉此段相同候也

明治廿三年一月三十一日

憲兵司令官三間正弘

内務大臣伯爵山県有朋殿

乙号

憲兵司令官三間正弘

明治廿三年一月三十一日付憲第六号ヲ以テ内務大臣宛伺三池分遣憲兵司法警察事務取扱ノ件ハ三池集治監内ニ限り囚徒ニ関スル事件ナルト人民ニ関スル事件ナルトヲ問ハス憲兵ヲシテ司法警察事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得
本件ハ当省ノ主管ナルニヨリ本大臣ヨリ訓令ス

明治廿三年三月廿八日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、司法省罫紙)

司法省民第五四八号

財産差押仮差押ヲ為シタル債主該財産ニ付キ先取權ヲ獲得スヘキモノナリヤ否ノ義ニ付甲号幌泉治安裁判所請訓ニ対シ乙号ノ通内訓相成候条為心得此段及通牒候也

明治廿三年五月十六日

司法省民事局長小松濟治

裁判所

御中

(印刷、半切司法省罫紙)

(甲号)

財産差押仮差押ヲ為シタル債主該財産ニ付キ先取權ヲ獲得スヘキモノナリヤ否ヤニ付キ請訓

債主負債主ニ属スル不動産ヲ差押若クハ仮差押而シテ登記手續ヲ履行シタル件ハ債主該不動産ニ付キ抵当權即チ自余ノ通常債主ニ先チ先取スルノ權利ヲ獲得スルモノナリトノ論者有之候得共差押ナルモノハ其性質上財産ノ隱匿脱漏等ヲ予防スル訴訟手續上ノ一手段タルニ過キサルモノナレハ是ニヨリ直ニ先取權ヲ獲得シ得ルモノトスル件ハ彼ノ各債主ハ負債主ノ財産ニ対シ一般抵当權ヲ有スルトノ固有權利モ只差押ノ一手段ヲ施サ、ルカ為メ之ヲ失ヒ且ツ假令公正証書ヲ(公証人ノ作りタルモノ)以テ約權シタル權利者ト雖モ他ニ差押手續ヲ為シタル權利者アルニ至テハ尚ホ遂ニ其利益ヲ失ヒ到底無特權無担保ノ債主ハ安然其期限ヲ竣ツ能ハサルノ結果ニ至リ一般債主ヲ害シ公衆ノ信用ニ戾ル事尠少ナラサルモノトス試ニ日本訴訟法草案ヲ閱スルニ其旧稿ニ捩レハ第六百五十一条第八百六十二条等ノ明文有之候得共其新稿(民事訴訟法草案ト題スルモノ)ニ捩ル件ハ全ク是等条項ヲ删除セラレ又タ仏蘭西民法第二百二十三

条以下ノ規定アルニモ拘ハラス我民法草案ニ於テハ其債權担保篇第二百一条ニ於テ明カニ彼ノ裁判上ノ書入質ナルモノヲ削除セラレタルモノ、如シ且ツ仮令右等規定ハ如何ナルモノナリトスルモ先取權ナルモノハ其性質トシテ合意上若クハ法律明定上ニアラサレハ獲得シ得ヘキモノニアラスト思考セラル然ルニ秋田始審裁判所長ノ請訓ニ対シ与ヘラレタル明治廿年五月廿六日付ノ御内訓ノ趣旨ニ扨レハ不動産差押仮差押而シテ登記手續ヲ履行シタル債主ハ該財産ニ付キ自余ノ通常債主ニ対シ先取權ヲ獲得スヘキモノ、如シ今日ニ至ルモ猶ホ右御内訓ノ通り相心得可然哉前顯ノ理由モ有之疑議難決目下差掛リタル事件有之候間旁々為念至急仰御内訓候也

幌泉治安裁判所

明治廿三年二月十八日

治安裁判所判事佐藤正路

司法大臣伯爵山田顯義殿

(印刷、司法省罫紙)

(乙号)

幌泉治安裁判所

治安裁判所判事佐藤正路

明治廿三年二月十八日請訓財産差押仮差押ヲ為シタル債主該財産ニ付キ先取權ヲ獲得スヘキモノナリヤ否ノ件ハ明治廿年秋田始審裁判所請訓財産差押等ニ係ル件ニ対スル内訓ハ取消候条従前ノ慣例ニ依リ処分スヘキ義ト心得可シ右内訓ス

明治廿三年五月十六日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省刑甲第二八六号

別紙甲号ノ通大分地方裁判所長代理判事多田吉甄ヨリ問合有之乙号ノ通及回答候ニ付長官ノ命ニ依リ為御心得此段及通牒候也

明治廿三年十二月二日

司法省刑事局長河津祐之

各裁判所

庁 府 県 鐵道庁東京府ヲ除ク

御 中

(印刷、半切司法省罫紙)

甲号

刑事訴訟法第五十二条ニ依リ檢事ノ受タル告発ニシテ違警罪ナルトキハ即決例ニ拠ル為メ更ニ警察ヘ送致シ得ルヤ同第六十三条ニハ其裁判所ヘ起訴スヘシトアルカラハ告発者ノ如何ニテ即決シ得ルト否トノ別ヲ来シ同犯罪ニシテ權衡ヲ得ス差掛タル件アリ直ク回答ヲ待ツ

大分地方裁判所長代理

明治二十三年十一月十九日

判事多田吉甄

河津司法省刑事局長殿

乙号

明治二十三年十月十九日電信問合違警罪告発取扱ノ件ハ檢事告発ヲ受タル并ハ刑事訴訟法第六十二条及第六十三条ニ依リ取扱フヘキモノト考量ス

明治廿三年十一月廿四日

司法省刑事局長河津祐之

大分地方裁判所長代理

判事多田吉甄殿

(印刷、司法省罫紙)

……

司法省民第一〇六〇号

衆議院議員選挙ニ関スル訴訟受理審判方ノ義ニ付富山始審裁判所長ヨリ甲号請訓ニ対シ乙号ノ通内訓相成候条為心得此段及通牒候也

明治二十三年六月六日

司法省民事局長小松济治

裁判所

御中

〔甲号〕

衆議院議員選挙ニ関スル訴訟受理審判之件ニ付請訓

従来人民ヨリ郡区戸長ニ対スル訴訟ハ司法省明治七年第二十四号及ヒ十四年甲第四号布達ノ旨趣ニ依リ取扱居リ尚本年二月法律第十号ヲ以テ市町村制実施以前区戸長ノ処分ニ関シ市町村長ニ対スル行政訴訟並同制実施以後ニ係ル市町村長ニ対スル行政訴訟ハ従前区戸長ニ対スル事件ニ準シ始審裁判所ニ於テ取扱フヘシト規定セラレタル処明治二十二年二月法律第三号衆議院議員選挙法第二十六条申立人又ハ被告人ニ於テ選挙長ノ判定ニ服セサルトキハ選挙長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得第二十七条始審裁判所ニ於テ前条ノ訴訟ヲ受取りタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其裁判ヲ為スコシ第二十八条前条ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得トアリ依テ衆議院議員選挙法第二十六条第二十七条ノ訴訟ハ郡市長其者選挙長タル件モ明治七年第二十四号等布達ノ限外ト心得当庁ニ於テ直チニ受理審判シ可然ト思考候得共或ハ前記二十四号等布達ノ旨趣ニ依リ尚郡市長ノ資格ヲ以テ取扱哉至急何分ノ貴示相成度此段及請訓候也

明治二十三年五月二十四日

富山始審裁判所長小林謹

司法大臣伯爵山田顕義殿

〔乙号〕

富山始審裁判所長小林謹

明治二十三年五月二十四日庶第二五九号請訓衆議院議員選挙ニ関スル訴訟受理審判方ノ件ハ後段見込ノ通

右内訓ス

明治二十三年六月六日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、司法省罫紙)

司法省民第一三三八号

衆議院議員撰拳ニ関スル訴訟ニ付本年六月六日富山始審裁判所請訓ニ対シ内訓相成其旨小官ヨリ及通牒置候然ルニ本件ニ付テハ其当時内閣ヘ協議中ニテ閣議一定セサル為メ右決議迄ハ一応伺出ヘキモノナリトノ事ニ相成候処今般内閣ヨリ右ニ関スル事件ハ裁判所限り裁判スヘキ事ニ決議相成候条自今伺出ノ限ニ無之候此段長官ノ命ニ依リ更ニ及通牒候也

明治廿三年六月廿一日

司法省民事局長小松濟治

裁判所御中

追テ府県會議員撰拳規則第十条及第五十六条ニ関スル事件モ本文同様処分相成候儀ト了知相成度候也

(印刷、司法省罫紙)

司法省民第一六八〇号

大蔵省主税局長ヨリ別紙甲号ノ通り物品買物帳ヘ証券印紙貼用方儀ニ付照会之ニ依リ長官ノ裁可ヲ経テ乙号ノ通り及回答候条此段為心得及通牒候也

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

明治廿三年九月九日

司法省民事局長小松濟治

裁判所

御中

別紙

甲号

物品買物帳ト称ヘ物品購買主ニ於テ帳簿ヲ製シ諸物品買入ノ都度各個ノ売主ヲシテ其売品及代価ヲ記載セシメ他日代金支払ノ際其当否ノ証明ニ供スルモノアリ右ハ普通売主ヨリ買主ニ向テ差出酒油ノ通帳トハ帳簿主ニ於テ彼我ノ別アリト雖比帳簿ノ性質効用ニ至リテハ酒屋カ差出セル酒通ニ其売渡シタル數量代価ヲ記載シ置キ他日決算ノ用ニ供スルモノト其効用毫モ異ナルナシ勿論通帳ナルモノハ金錢物品ノ授受ヲ証明スル用ニ供スル迄ナレハ売主ヨリ買主ニ又ハ買主ヨリ売主ニ若クハ受取主ヨリ渡シ主ニ交付シ置ク等取テ一定セス売主ヨリ買主ニ交付シ置ク帳簿ハ其部類多シト雖トモ工業者即チ雇主ヨリ被雇人ニ交付シ置キ其物品ノ出来高又ハ雇日數賃銀等ヲ雇主ニ於テ記載スル如キ又ハ銀行ノ預金通帳ハ銀行即チ其預り主ヨリ預ケ主ニ交付シ置ク等孰レモ其帳簿主タル彼我一様ナラス故ニ当省取扱ノ定義ハ帳簿差出人ノ彼我ヲ論セス帳簿ノ名義如何ニ拘ハラス且ツ一帳簿中設令数人ニ渉ルモ判取帳ノ性質ナキ限りハ都テ通帳ト認メサルヲ得ス則チ物品買物帳ノ如キモ印税則第二条第十九項ノ部類ト認メ取扱候得共若シ一帳簿ニシテ数人ニ渉ルモノ又ハ酒、油、通帳ノ如ク単ニ売主ヨリ買主ニ通フ帳簿ノ類ヲ除クノ外ハ印紙規則ノ範圍外ナリト云ヘル如キモノアラハ之ニ類スルモノ甚大勘ナカラス況ンヤ収税上影響ヲ及ホスノミナラス通帳ノ定義ニ悖ルヤ仍テ右物品買

物帳ハ今後トモ当省意見ハ從來ノ如ク印税規則第二条第十九項ノ帳簿ト認メ取扱フヘク候得共為念御省御意見承知致
度此段及御照会候也

明治廿三年八月廿九日

大藏省主税局長中村元雄

司法省民事局長小松濟治殿

乙号

本年八月二十九日付坤第一六八五号ヲ以テ物品買物帳印紙貼用方ノ儀ニ付意見御承知相成度旨御照会ノ趣致了承候右
ハ別段意見無之候条此段及御回答候也

明治二十三年九月九日

司法省民事局長小松濟治

大藏省主税局長中村元雄殿

(印刷、司法省罫紙)

欄外右(罫尾)

⑩

司法省会檢甲第一一九九号

(平垣) ⑩

民事訴訟上実地臨檢等ノ為メ判事并ニ書記旅行スル場合ハ本年八月民事訴訟費用法第十四条ノ旅費ヲ訴訟人ヨリ支払
ハシムルモノニシテ各庁ノ経費ヲ以テ支出スルノ限りニ無之候条為念此段及通達置候也

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

明治廿三年九月十六日

司法省會計局長福原恭輔

裁判所會計部

御中

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省刑甲第二〇四号

(摺尾)

裁判所

宮内省官吏准官吏恩給例同遺族扶助例改定ニ付テハ向後該省ヨリ恩給若クハ扶助料ヲ受クル者ニシテ重罪輕罪ノ刑ニ
処セラレ又ハ監視ニ付セラレタルモノアルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ為シタル裁判所ヨリ其時々同省へ通知書差出スヘ
シ

右訓令ス

明治二十三年十月十三日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省文第二五三二号

(印)

(印)

裁判所

勸解ノ儀ハ明治二十三年十二月三十一日マテ従前ノ例ニヨリ取扱フ可シ

右訓令ス

明治二十三年十月廿五日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省総第九〇号

(平垣) ㊦

裁判所

民事刑事ノ判決言渡書用紙ハ憲法有効ノ日ヨリ別紙雛形之通相定ム

但本文ノ期日切迫ニ付差向使用スヘキ用紙ハ此際ニ限り各庁へ廻送スヘシト雖モ若シ期日迄ニ到達セサル向ハ従前ノ罫紙ヲ用ヒ(天皇ノ名ニ於テ)ノ文字ヲ雛形ノ式ニ拠リ記入シテ(御紋章ハ記スルニ不及)使用スヘシ又民事ノ判決言渡書用紙ハ本年法律第六十五号民事訴訟用印紙法実施ニ至ル迄ハ猶従前ノ罫紙ヲ用ヒ是亦前記ノ文字ヲ記入スヘシ

右訓令ス

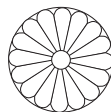
明治二十三年十一月十五日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、司法省罫紙)

○訴件ノ番号等ハ追テ書式改定迄此用紙ノ欄外ニ従前ノ通記入シテ防ナシ

(朱)



天皇ノニテ
皇名於

裁判言渡書

府県国郡市町村番地身分職業

原告何某

府県国郡市町村番地身分

被告人何某

府県国郡市町村番地身分職業

被告何某

府県国郡市町村番地身分

代理人何某

右何某ヨリ何某ニ対スル何々ノ訴訟ヲ審理

〔虫損〕

、、、陳述〔虫損〕クニ

訴訟	入	費	ハ	何々	之	ヲ	負担	ス	可シ
明	治	何	年	何	月	何	日	某	地方
第	何	審	ノ	裁	判	ヲ	言	渡	ス
者也									
裁判長判事姓名									
陪席判事姓名									
陪席判事姓名									
裁判所書記姓名									

(赤梓無銘罫紙)

司法省総第一一八号

(堀尾) ㊦

裁判所

本年^{十一月}総第九〇号訓令判決言渡書用紙ハ正本ニ限り該罫紙ヲ用ユ可シ
右訓令ス

明治廿三年十二月八日

司法大臣伯爵山田顕義

(印刷、半切司法省罫紙)

〔朱印〕

庶^(朱)『第』四六四『号』^(朱)

(堀尾) ㊦

商法ノ実施ハ明治廿六年一月一日迄延期セラレタル旨大木司法大臣ヨリ電信ニテ達相成候条此段及通帳候也

明治廿三年十二月廿七日

松江地方裁判所長藤井正志(松江地方裁判所長印) ㊦

木次区裁判所掛合出張所

裁判所書記堀尾守貞殿

(松江地方裁判所罫紙)

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

司法省甲記第四九七号

堀尾 ㊦

平垣 ㊦

刑事統計材料差出方ニ付テハ明治廿三年十一月廿二日司法省甲記第八二八号ヲ以テ及通牒候処猶又左ノ通御心得相成度候

一明治廿三年十一月十二分ハ抗告ヲ除ク右ニヶ月分ヲ合シ従前ノ例ニ準シテ調製シ明治廿四年三月中ニ差出相成度但既

ニ差出相成候向ハ更ニ差出ニ及ハス

一前条中違警罪ハ即決言渡ニ対シ正式裁判ヲ求メタル者ト其他ノモノトヲ各別冊トナシテ差出相成度

一地方裁判所ハ前条ニ付管轄ノ支部及区裁判所ノ分ヲ取纏メ其序ノ分ト共ニ差出相成度

一抗告事件ニ付テハ不日様式発布可相成ニ付昨年十一月十二分モ夫迄ハ差出ニ及ハス

一明治廿四年一月已降ノ登記簿及諸表ノ儀ニ付テハ目下改正取調中ニ付追テ何分ノ訓令可有之夫迄ハ差出ニ不及候得

共従前ノ例ニ準シテ取調置其節差支ナキ様予メ御手配相成度

右長官ノ命ニ依リ及通牒候也

明治廿四年二月二十一日

総務局記録課長

司法書記官杉山孝敏

裁判所御中

(印刷、司法省罫紙)

司法省刑甲第二五二号

堀尾 ㊦

裁判所

民事訴訟法第三百三十六條第三項ニ從ヒ郵便ニ依リ送達ヲ為スニハ特別ノ規則ヲ要スル義ニ付右規則制定迄ハ郵便ニ依ル送達ハ之ヲ実行スヘカラサル儀ト心得ヘシ

但シ民事訴訟法第四百十三條ニ從ヒ郵便ニ付シテ送達ヲ為ス場合ハ此限ニアラス
右訓令ス

明治廿三年十一月二十二日

司法大臣伯爵山田顯義

(印刷、半切司法省罫紙)

司法省民刑第一二五号

民事訴訟法ノ規定ニ基キ訴訟書類ノ郵便送達ニ関シテハ從來各郵便電信局及其支局ノミニ於テ取扱来候処自今郵便受取所ニ於テモ同書類受付ニ限り取扱候旨通信省ヨリ通牒有之候条為御心得此旨及通牒候也

明治廿六年三月十日

司法省民刑局長横田国臣

裁判所

御中

(印刷、半切司法省罫紙)

(朱棧)

司法省祇第二五七号

「明治」廿七「年」六「月」十二「日受付」

(堀尾) 印

訴訟書類郵便送達手續中今般通信省ニ於テ別紙ノ通改正シ来ル七月一日ヨリ実行候旨通牒有之候ニ付為御心得此段及通牒候也

明治二十七年六月八日

司法省民刑局長横田国臣

裁判所

御中

(別紙)

訴訟書類郵便送達手續

第三条 第一項中モノハノ下へ「第一号」ノ三字ヲ追加ス

第四条 削除ス

第十六条中第四号トアルヲ第二号ト改ム

付録第一号書式別紙之通改正シ第二号及第三号書式ヲ廃止ス

付録第四号トアルヲ第二号ト改ム

(別紙第一号書式略ス)

(印刷、和紙、半切)

司法省牒第二五七号

.....

(朱棧)

「明治」廿七「年」六「月」十二「日受付」

(朱)

(朱)

(朱)

(朱)

(堀尾)

裁判所

明治二十三年当省総第一三〇号訓令中郵便送達証書雛形甲乙丙号ヲ別紙ノ通改正ス但来ル七月一日ヨリ改正雛形ニ依ル可シ

右訓令ス

明治二十七年六月八日

司法大臣芳川顕正

(印刷、和紙、半切)

(表)

〔用紙美濃紙〕

郵便送達証書						
<p>一 封書</p> <p>〔何裁判所〕書記課發</p> <p>県府 郡 市 村町 番</p> <p>宛</p> <p>通</p>		<p>一 受取本人</p> <p>〔某〕印</p>	<p>二 受取本人署名捺印スルコト能ハス</p>	<p>三 受取本人封書ヲ受取り署名捺印スルコトヲ拒ミタリ</p>	<p>四 本人不在ニ付成長シタル</p> <p>〔某〕</p> <p>二渡シタリ</p> <p>女男</p>	<p>五 本人不在ニ付</p> <p>二渡シタリ</p> <p>役畢雇員生人</p>
<p>六 本人、成長シタル</p> <p>〔某〕</p> <p>理由ナク受取ヲ拒ミ</p> <p>女男 雇人、畢生、役員</p>		<p>七 本人其家族雇人等ノ書類ヲ受取ル可キ者ナカリシニ付</p> <p>〔何〕</p> <p>長ニ預ケ置キ</p> <p>〔某〕</p> <p>ヲ貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者ニ名</p> <p>二通知シタリ</p>	<p>送達ノ年月日時</p>	<p>送達ノ場所</p>	<p>右之通取扱候也</p> <p>郵便電信局</p> <p>明治 年 月 日</p> <p>配達人〔某〕印</p>	<p>契</p> <p>印</p>

(裏)

〔表面之通〕

「 (裏表紙)

【今市治安裁判所出張所訴訟勸解例取扱手続 附録】

(表紙)

「

明治二十三年二月

今市治安裁判所出張所訴訟勸解例取扱手続

附録

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

今市治安裁判所掛合出張所

〔朱・後筆〕
『第七〇号』

〔表紙裏面〕

〔欄外右〕
「附録第一号」

住所
何 某



右何某ヨリ何某ニ係ル何々ノ事件ニ付印鑑筆跡鑑定ノ為メ来ル何日第何時当庁ニ出頭可致者也

今市治安裁判所

年月日

何出張所

(今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕(朱)録

〔附鑑第二号〕

受領証

一金何拾銭

但某ヨリ何某へ係ル何々事件何々ノ鑑定料

右御下付相成正ニ受領候也

鑑定人

年月日

何 某

何裁判所何出張所

御中

(今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

〔附録第三号〕

謄本御受書



一 裁判言渡書謄本

但何某ヨリ何某ニ係ル民事第何号事件

右御下付相成拜受候也

壹通紙枚何枚

年 月 日

住 所

何裁判所

氏

名

官 氏 名 殿

〔欄外右〕

〔附録第四号〕

証書裏書按

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

表書ハ負債書者何某義出訴^(前)年月日家出ノ末行衛不相分ニ付追テ本人見当ルカ又ハ右家出ノ日滿^(三十六ヶ月)ノ後跡
相続ヲ為スヘキモノニ係リ此裏書証書ヲ以出訴スヘキモノナリ

但本人見当リ又ハ三十六ヶ月間ハ出訴期限ニ算入セス

年月日

今市治安裁判所

何出張所

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

「附録第五号」

受領証

一裏書証書

壹通

但何某ニ対スル何々証書

右御下付相成正ニ受領仕候也

年月日

住所

氏

名

今市治安裁判所何出張所

治安裁判所判事何某殿

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外上〕
〔附録第六号〕

明治 今市 年第 治安 月日 裁判 何出張所	不調 <small>〔(却 棄)〕(朱)</small>		勸解 <small>〔(朱)不調 又八棄却〕</small>
	証掛		
	被願人	願人	掛
	(Blank)	(Blank)	

(和紙、半切)

附録第七号

言渡書

県 国 郡

氏 名

其方儀明治何年何月何日日本街へ出頭スヘキヲ無届遅或ハ不参シタルハ何年何月何日差出シタル呼出状受取証或ハ何々ニ扨テ明晰ナリトス右所為明治十年第五号及ヒ明治十(四カ)年第七十式号公布ニ依リ料或ハ罰金何円申付ル

明治何 年 何 月 何 日

今市治安裁判所何出張所

治安裁判所判事何 某

裁判所書記 何 某

(和紙)

〔欄外右〕

「附録第八号」

執行命令書

当裁判所ハ何某ヨリ何某ニ対スル何々事件ニ付(何裁判所ノ与ヘタル裁判ノ執行
当裁判所出張所カ為シタル勸解調書ニ依リ義務ノ執行)ヲ命令スル者也

被願人ニ於テ執行ヲ遂ケサルトキハ願人ニ於テ此命令書ヲ携ヘ被願人所有財産所在地ノ町村長ニ申出テ被願人若ク

ハ其親屬或ハ隣人ヲ立会ハシメ請求金額ニ充ツルノ見積ヲ以テ財産差押ヲ為シ其調書ニハ町村長ノ証明ヲ受クベシ

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

但被願人ニ於テ財産ノ差押ヲ拒ムトキハ最寄警察官ノ保護ヲ請フコトヲ得

明治何年何月何日

今市治安裁判所掛合出張所

(今市治安裁判所命令書罫紙)

〔附録第九号〕

何国郡村何某ヨリ何国何郡何村何某ニ係ル何々事件ニ付(何々々差押
假差押)ヲ命令スルモノナリ

年 月 日

何 裁判所

何 出張所

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔附録第十号〕

国 郡

氏 名

右ノ者原告何国何郡何村何某ヨリ係ル執行ニ付全人所有左ノ財産差押候条此段及通知候也

年 月 日

何 裁判所

何 出張所

何治安裁判所

何出張所 御中

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

〔附録第十一号〕

何 某

当裁判所ハ何某ヨリ何某ニ係ル何々事件ニ付年月日前記ノ財産假差押ヲ命令シタル処今般權利者何某ヨリ解除願出候
ニ付右何々押解除ヲ命令スルモノナリ

年 月 日

今市治安裁判所

何 出張所

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

〔附録第十二号〕

掲 示 案

住 所

氏 名

右ノ者負債償却ノ為メ左ノ物件来ル何日入札相申付候条望ミノ者ハ該物件一覽ノ上当日何時何々へ出頭入札可致モノ

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)

ナリ

但入札不相当ノ節ハ再入札可申付且落札代金ハ三日内ニ上納可致若シ落札人ニ於テ落札取消ヲ乞フ件ハ次札トノ差金ヲ徴収スルモノナリ

年 月 日

何 裁判所

(物件記載方ハ不動産ハ一筆毎ニ記載シ動産ハ動産何点ト記載スベシ

(今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右附録第十三号〕

国 郡

何 某

右ノ者原告何国何郡何村何某ヨリ係ル何々執行ニ付別紙記載ノ物件原被告為立会来ル何日公売入札取斗開札ノ上第一番ヨリ三番マテ入札価格取調其書面送付有之度此段及照会候也

年 月 日

今市治安裁判所

何出張所

何村役場

御中

追テ別紙揭示書ハ来ル何日ヨリ本人宅ヘ貼付有之度候

(今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕
「附録第十四号」

住所

氏名

右ノ者所有左記ノ物件公売可致ニヨリ該物件ニ付他ニ債主ノ関係無之ヤ此段及問合候也

年月日

今市治安裁判所

何出張所

何治安裁判所

何出張所 御中

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕
「附録第十五号」

別紙記載ノ物件住所氏名所有ニ候処今般何某ヨリ係ル何事件ニ付当庁ニ於テ公売着手候条此段及通知候也

年月日

今市治安裁判所

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居右)

何出張所

何治安裁判所

何出張所

御中

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

〔附録第十六号〕

住所

氏

名

右何国何郡何村何某(ヨリ)抵当トシテ書入シタル何某所有左ノ財産来ル何日公売候条此段及通知候也

年 月 日

今市治安裁判所

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外右〕

〔附録第十七号〕

住所

氏

名

右ノ者所有ノ財産曩ニ差押置候処今般原告孰談解訟申出聞届右差押処分取消候条此段申達候也

年月日

今市治安裁判所

何出張所

何治安裁判所

何出張所

御中

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔欄外〕

〔附録第十八号〕

国郡

氏名

右者原告何国何郡何村何某ヨリ何々執行ニ付曩ニ同人所有財産公売入札取斗候処別紙第一番札落札ヲ命シ候条三日内

二代価ヲ完納セシメ直チニ当庁へ送付有之度此段及照会候也

年月日

今市治安裁判所

何出張所

何村役場

御中

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔附録第十九号ノ二 用紙半紙〕

今市治安裁判所掛合出張所明治何年第何期 <small>自何月何日開廷</small> 中取扱民事勸解事件調											
種目	越前期ヨリ高	新受	裁判	棄却	解訟	願下	未済	後期二回又	種目	越前期ヨリ高	新受
	何件	何件	何件	何件						何件	何件
勸解	何件	何件	何件	何件	何件	何件	何件	何件	何件	何件	何件

右及報告候也

何治安裁判所何出張所

官 氏 名 印

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

年 月 日

〔欄外右〕
附録第十九号ノ二

水ニ	水ニ	水ニ	今市治安裁判所掛合出張所明治何年第何期 <small>自何月何日 至何月何日</small> 開廷中裁判所勤怠表 官 氏 名 <small>中界ナシ</small>
○何日	審問 <small>何日</small>	何日	
○何日	勸解 <small>何日</small>	何日	
全上	勤審問及 解及	何日	
	以下同シ	何日	
	何日	何日	
	以下同シ 日順ニ記 入スベシ	何日	

備考審問トハ民事ニ付取調ヲ云フ其他通常勤怠表ノ例ニヨルベシ

(半切今市治安裁判所掛合出張所罫紙)

〔裏表紙〕

今市治安裁判所掛合出張所史料について (居石)